

# 公的個人認証機能の利活用・高度化

## マネロン法の本人確認対応

- 現行予定されているスマホのSIMカードへの電子証明書搭載は利用者証明用電子証明書のみで犯罪収益移転防止法が求める本人確認に該当しない(次頁参照) 署名用電子証明書等も格納すべき

## 最新4情報の情報提供

- 民間利活用促進のため、公的個人認証の本人確認情報が変更となった場合には、本人同意を前提にしてセキュリティを確保しながら、最新の4情報を提供してもらえる仕組みを検討(現状は失効情報のみ提供可能)

# 【参考】電子証明書の利用ツール

利用ツール・方法	主な用途	準備するもの			
		マイナン バーカード	PC	カード リーダー	スマート フォン
<p><b>【通常：PC+カードリーダー】</b></p> <p>※1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。          ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。          ※3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵へアサイン方式の成立を確認          ※4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子署名 ・電子申請</li> <li>○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用</li> </ul>	○	○	○	×
<p><b>【一部可：読み取り対応スマートフォン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年11月現在 Android 23機種が対応</li> <li>・iPhone未対応</li> </ul> <p>※1: スマートフォンがカードリーダーとなりICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。          ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。          ※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子署名 ・電子申請</li> <li>○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用</li> </ul>	○	×	×	○
<p><b>【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】</b></p> <p>※1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。          ※2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。          ※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPログイン ・オンラインサービス利用</li> </ul>	×	×	×	○

	Android	iPhone
読み取り	○(一部可)	×
スマホ搭載	×	×

◆「電子証明書をスマートフォンに搭載」は、準備が必要となる機器や媒体が減少する点で利便性が向上する一方、電子証明書と通信機器が一体であって常時外部通信に曝されている点で、現状①②と「電子証明書の保存」状態において異なることに留意が必要。

# その他マイナンバー制度に係る改善施策等

## 特定個人情報としての扱いに関連する見直し

○ エストニアはオープンな番号。マイナンバーを一般の個人情報と同様の取り扱いにする。

(本人同意に基づき、マイナンバー利用事務内での提供制限の解除、個人番号関係事務実施者内における名寄せ等での活用可能化など)

## マイナンバー制度の利用の努力義務化の検討

○ 今まで述べた施策の推進を前提として、マイナンバー制度の利用の努力義務化の検討

## その他留意事項

○ 名前でのフリガナ等読み方の扱い

○ 生年月日表示

○ 政府調達システムの抜本改革とマイナンバーシステムの再構築

# 法人番号制度の活用

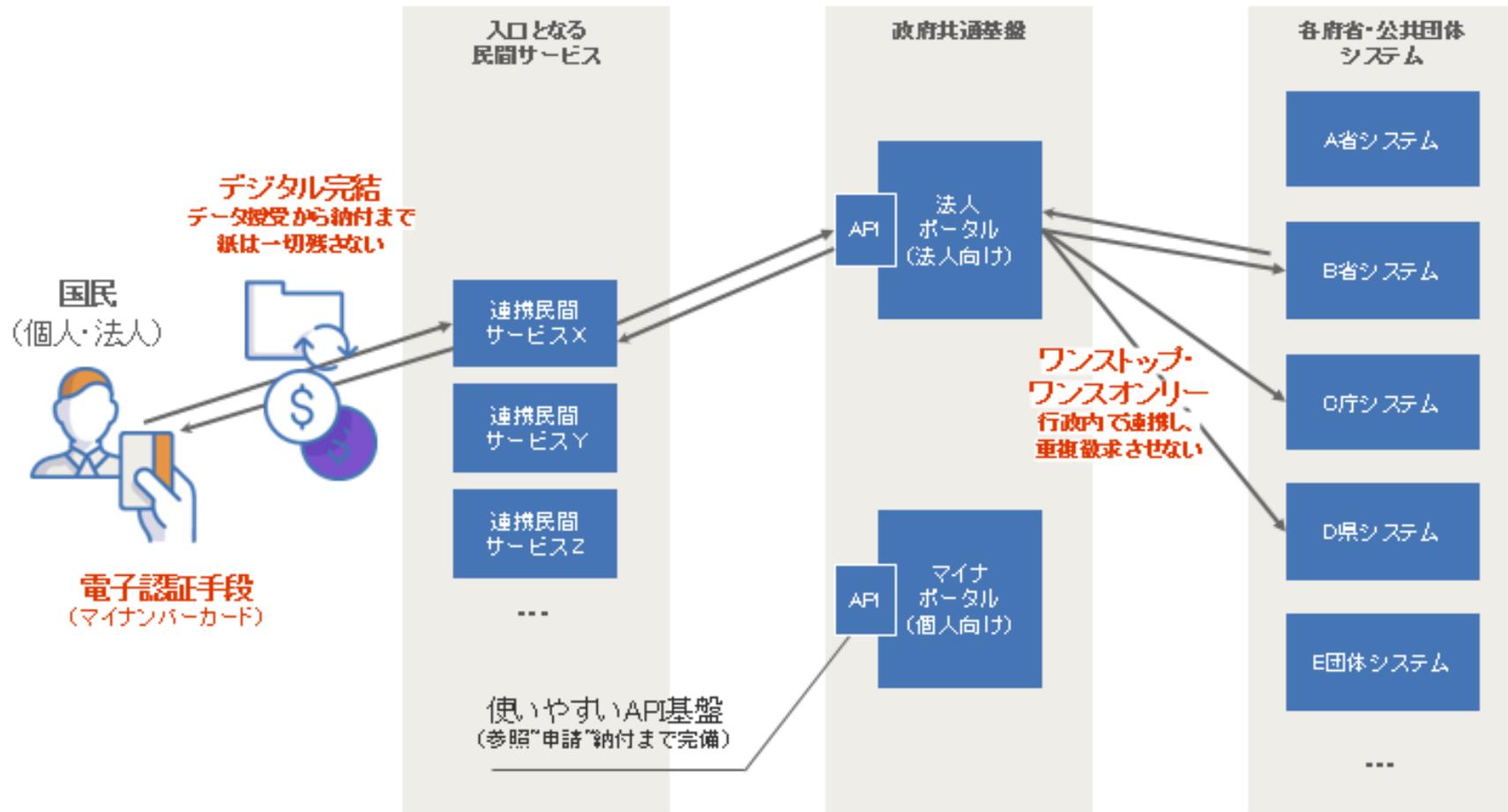
## 法人番号制度に係る方針の再構築

- 世界で一番企業が活躍しやすい国にするため、法人番号制度の利活用が肝であることを成長戦略で改めて位置付ける必要。

## 法人向けのポータルの活用と官民連携

- 法人番号を活用した全省庁間の情報連携基盤、法人向けの情報集約基盤の早急な構築が必要不可欠。諸外国と同様に制度設計には民間からのニーズ把握と連携が必要でありその枠組みの構築と工程表の作成をすべき。

# 我々の考える法人ポータルイメージ



# デジタルファーストの徹底その1

## 基本的な考え方

- マイナンバー制度、法人番号制度とその他の官民デジタル化を一体的に構築する必要
- キーワードは、『官民通じた全体のデジタル完結』、『API開放による民間サービスとの接続』、『UI・UXの重視』

### デジタル完結の視点

- 「紙から電子への切り替え」、「バックオフィス連携で提出自体の不要化」の方向性は正しいが、更に重要な事は全プロセスがデジタルで「完結」すること
  - 90%デジタル（一箇所でもOffline・紙手続きが残っている状態）と、100%デジタルでは全く利便性の次元が異なる
- 例えば、「決済（公金収納）」や「付随民間サービス利用（銀行口座開設等）」も、ユーザからみれば一つのプロセスのピースであり、デジタル化が必須
  - 例）認証→アクセス・操作→申請→終了 or 決済 or 民間サービスへの遷移

# デジタルファーストの徹底その2

## 民間ビジネス拡大と社会的課題解決のためのデータ基盤整備

- 『不動産版マイナンバー』を活用した『不動産情報バンク』の整備  
(次頁参照)

## 行政API連携の推進

- 行政の外部連携APIを開発者フレンドリーにする
- そのため、担当行政機関と民間事業者・有識者等による検討の場とそこでの検討結果を進捗管理する枠組みを設置すべき  
(検討の場では、開発現場からの要望を受け付け、具体的な改善項目の洗い出しと実装等を実施)
- 行政側のAPIリテラシーを向上させるための支援を実施

# 【参考】不動産版マイナンバーによる不動産情報バンク

現状の「不動産総合データベース」を進化させ、  
より総合的な情報データベースである  
『不動産情報バンク(仮称)』の構築を提案する

## ■制度設計のポイント

- ・『不動産版マイナンバー』の整備
- ・官によるオープンデータ政策の推進によるバンク搭載情報の充実化
- ・登記簿における成約取引情報の記載の必須化
- ・インスペクション実施の有無と実施している場合の内容を掲載する
- ・公的不動産(PRE)の情報を充実させる

## ■制度設計の留意事項

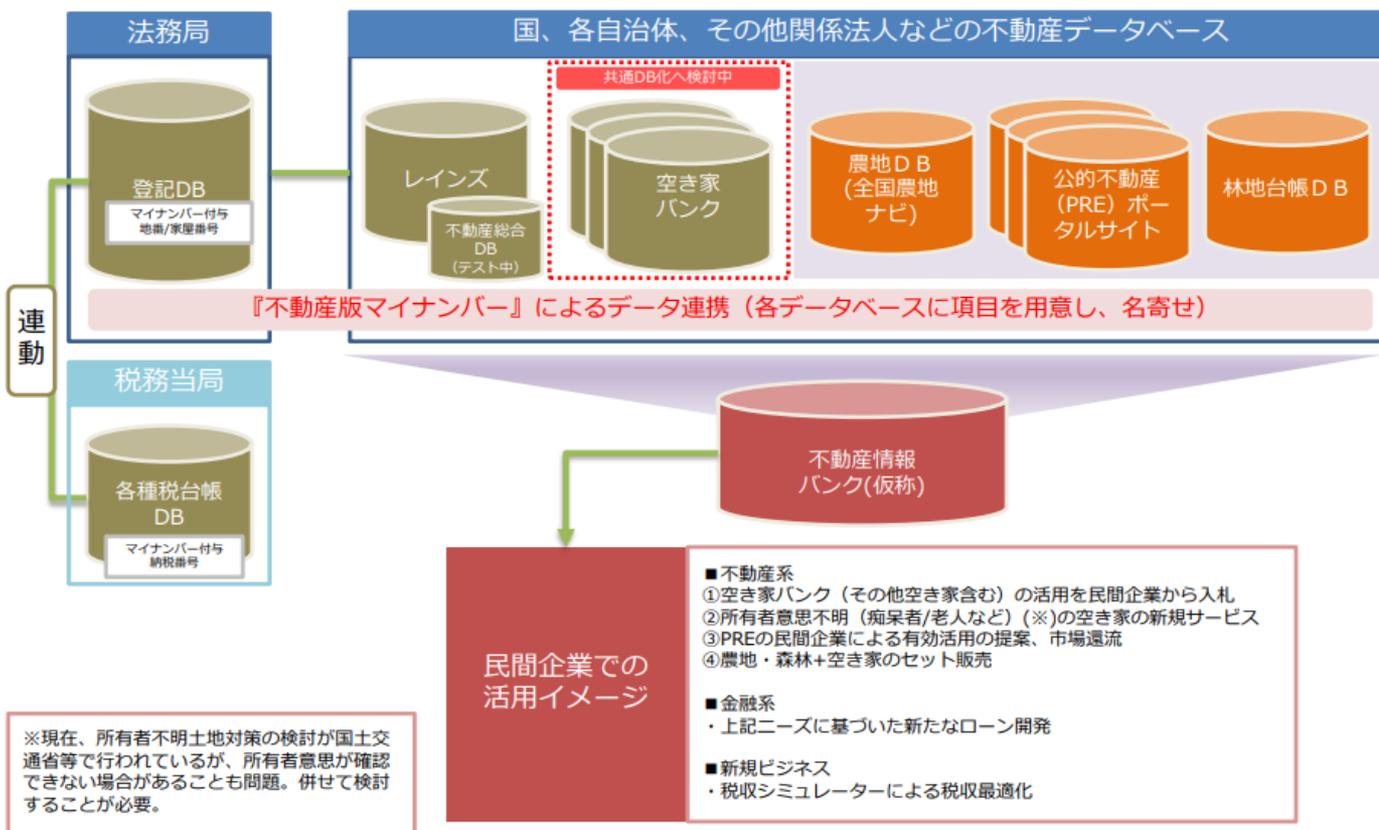
- ・不動産関連の総合的な情報化を進めるための組織体制の強化を図るべき
- ・上記の整備に当たっては、新技術の積極活用を検討するべき  
(登記簿等におけるブロックチェーンの活用、AIの有効活用など)
- ・公的不動産(PRE)の利用促進のための措置を同時に実施  
(国・地方公共団体の低未利用な公的不動産の情報集約公開の拡充、低未利用公的不動産の民間活用手続きを進めるための全体的な方針・KPI決定と政府横断的なワンストップ体制・司令塔機能の構築、民間提案型の仕組みの構築、資産活用に関する代理人制度の導入等)

(出典)2017年2月13日新経済連盟提言『不動産・新産業革命～名目GDP600兆円に向けた成長戦略』より抜粋

# 【参考】不動産版マイナンバーによる不動産情報バンク

## 「不動産情報バンク(仮称)」のイメージ

共通IDとしての『不動産版マイナンバー』を用意し、それをキーに、中央政府機関、地方公共団体、その他関係法人の不動産関連データベースを連携する。地理空間情報とも連携。【参考資料⑩】



(出典)2017年2月13日新経済連盟提言『不動産・新産業革命～名目GDP600兆円に向けた成長戦略』より抜粋

# デジタルファーストの徹底その3

## 民間ビジネス拡大と社会的課題解決のためのデータ基盤整備

- 『不動産版マイナンバー』を活用した『不動産情報バンク』の整備  
(次頁参照)

## 政府による率先したスマート化

- 政府への支払いを原則デジタル化(地方税の電子納税100%、交通反則金の電子納付、国庫金事務の電子化推進など)
- 登記、戸籍等へのブロックチェーンの活用
- 公金収納デジタル対応化等による法人のインターネットバンキング利用の促進

昨年の成長戦略では、インターネットバンキングの利用推進のフォローアップに言及があるが、具体的な施策を進めるべき

# デジタルファーストの徹底その4

## 『デジタルファースト関連一括整備法案』の提出

- マイナンバー制度を活用した添付書類の削減のための法案だけでなく、『対面・書面交付・押印原則撤廃一括整備法案』が必要。例は次頁以降

## 政府CIOの権限強化

- 各プロジェクトの『予算執行直接コントロール権』など政府CIOの権限を強化し、各省庁がより確実にコミットする体制を構築する必要。

# 一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）

対象となる法令	改正目的・内容	
薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除</li> <li>2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃</li> </ul>
電子処方箋の運用ガイドライン 等	処方箋の完全電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。</li> </ul>
会社法301条 等	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。</li> <li>・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。方法として選択できるようにする。</li> </ul>
金融商品取引法 等	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。</li> </ul>
宅建業法上の解釈等	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されるがその他の分野についての解禁が課題として残っている。</li> </ul>
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。</li> </ul>
借地借家法22条、38条、39条 等	借地借家契約の電子化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借地借家方上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。</li> </ul>

# 一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）つづき

対象となる法令	改正目的・内容	
旅行業法第12条の4、第12条の5、施行令第1条	旅行業における契約内容に関する電子書面交付のデフォルト化	・法令上、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2等	労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	・労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
労働者派遣法施行規則第26条、27条等	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
道路運送法、関係通達	運行管理における対面点呼原則の撤廃	・現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。
公証人法第58条第1項、第62条ノ6第1項	電子定款手続のオンライン完結	・認証済の電子定款について、面前確認を見直し、公証役場から受取人へオンラインでの送付を認める。
犯罪収益移転防止法及び政省令ほか年齢確認を求める法令、通達等	本人確認のデジタル完結	・非対面での本人確認手段・依拠方法を多様に認める。

**Hello, Future!**

